

発議案第 33 号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 12 月 11 日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠
	同	飯 川 英 樹
	同	三 田 登
	同	高 山 敏 朗

提案理由

国に対し、選択的夫婦別姓制度の導入を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

本年10月、国際連合の女子差別撤廃委員会は、夫婦同姓を強いる民法が残っている我が国に対して、選択的夫婦別姓を可能にする法改正を行うよう4回目の勧告を行った。

同月にNHKが実施した世論調査では、結婚したときに夫婦で別の名字を選ぶ選択的夫婦別姓について、賛成が53%、反対が26%となっている。

また、6月には、一般社団法人日本経済団体連合会が、夫婦別姓を法的に認めない現行の制度は、女性の活躍が広がる中で、契約時や海外渡航時などの場面で不便や不利益が生ずるなどとして、選択的夫婦別姓制度の早期実現を政府に求める提言をまとめるなど、経済界からも導入を求める声が上がっている。

家族の在り方、価値観の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくない。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生ずることや、改姓が支障となり結婚を諦めることなど、不利益を被る例があることから、適切な選択肢を用意する必要がある。

よって、本市議会は国に対し、選択的夫婦別姓制度の導入を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

法務大臣様